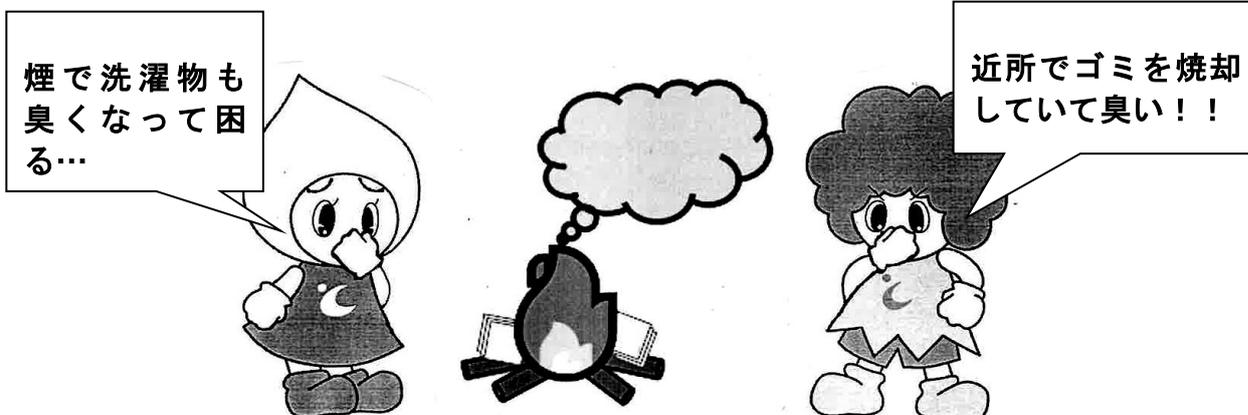


野外焼却は法律で禁止されています！



ごみの野外焼却（野焼き）につきましては、煙やダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人体への悪影響が懸念されることから、「廃棄物処理法」で、一部の例外規定を除き、禁止されています。

★ 簡易焼却炉、古いドラム缶等を使用してのごみ焼却は、禁止行為です。



一部の例外規定とは

- 1, 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却（道路側溝の草焼きなど）
- 2, 災害の予防、応急対策や復旧のために必要な廃棄物の焼却（火災予防訓練など）
- 3, 風俗習慣上や宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんと祭など）
- 4, 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（焼畑、下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却など）
- 5, 日常生活を営むうえでの軽微な焼却（落ち葉炊き、キャンプファイヤーなど）

★ 例外行為であっても、煙や臭いで周辺住民に迷惑を及ぼす行為は、行政指導の対象となります。

【罰則】 5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金又はこの併科

お問合せ
登米市市民生活部環境課
TEL 0220-58-5553